県南東部保健医療圏保健医療対策協議会要綱

(設置)

第1条 岡山県地域保健医療計画に基づき、県南東部保健医療圏域内における総合的な保健医療 体制の促進を図るため、県南東部保健医療圏保健医療対策協議会(以下「協議会」という。) を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 地域保健医療計画の策定及び推進等に関すること。
 - (2) 保健、医療、福祉の連携体制に関すること。
 - (3) その他保健医療供給体制の整備に関すること。

(組 織)

- 第3条 協議会は委員35名以内で組織する。
 - 2 委員は次の掲げる者のうちから、備前保健所長が委嘱する。
 - (1) 医療を提供する立場にある者
 - (2) 保健医療サービスを受ける立場にある者
 - (3) 行政機関関係者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 2 委員は任期満了であっても、新たに委員が決定されるまでは、その職務を行うものとする。
- 3 委員は再任されることができる。

(会 長 等)

- 第5条 協議会に会長及び副会長2名を置き、委員のうちから互選する。
 - 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会 議)

- 第6条 協議会の会議は会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
 - 2 協議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 会長は必要に応じて会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
 - 4 協議会の議事は出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 専門事項を調査協議させるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は専門知識を有する者のうちから備前保健所長が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は第4条の規定に準ずるものとする。

(地域部会)

- 第8条 この会に備前保健所及び岡山市保健所の所管区域(以下「岡山地域」という。)並びに 備前保健所東備支所の所管区域(以下「東備地域」という。)における保健医療計画の策定 等について協議するため、当該地域ごとにそれぞれ一の地域部会を設置することができる。
 - 2 地域部会は、第3条の規定に基づく委員(所属団体の所在によりどちらかの地域部会に所属する。)及び岡山地域、東備地域の地域部会においては、備前保健所長が委嘱したもので構成する。
 - 3 第5条及び第6条の規定は、「協議会」を「地域部会」に、「会長」を「部会長」に、「副会長」を「副部会長」に読み替えて、地域部会に準用する。
 - 4 第2項の規定により備前保健所長が委嘱した委員の任期については、第4条の規定を準用する。
 - 5 地域部会の庶務は、備前保健所健康福祉部企画調整情報課において処理する。

(庶 務)

第9条 協議会の庶務は備前保健所健康福祉部企画調整情報課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

1 この要綱は昭和63年12月7日から施行する。

附則

- 1 この要綱の第2条の(1)及び第8条の改正については、平成3年1月22日から施行する。
- 2 地域部会委員の初年度の任期は、第8条第4項の改正にかかわらず、平成4年12月6日までとする。

附則

1 この要綱は平成6年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は平成9年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は平成10年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。